

## 第720回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成 30年 7月 11日（水） 12時より
2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
3. 挨拶
  - (1)谷業務部長挨拶
  - (2)人事異動に伴う担当官の挨拶
4. 議 題 等(敬称略)
  - (1)飲用乳に係る特別緊急関税の発動について  
業務部 永井統括審査官(通関総括第3部門)
  - (2)第 52 回通関士試験受験案内について  
業務部 松尾首席通関業監督官
  - (3)知的財産に係る税関への新規・追加差止申立てについて  
業務部 粥川知的財産調査官
  - (4)文書による事前教示制度について  
業務部 五島首席関税評価官

その他・連絡事項等

<p>次回開催予定日 <b>平成30年 9月11日(火)</b> 12:00～</p> <p>開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室</p> <p>当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください</p> <p>公益財団法人日本関税協会横浜支部</p> <p>TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758</p> <p>E-mail: <a href="mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp">bra_yokohama@kanzei.or.jp</a></p>
--

2018年7月11日  
本関地区通関協議会資料  
横浜税関業務部通関総括第3部門

## 飲用乳に係る特別緊急関税の発動について

### NACCS掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】飲用乳（別表第1の6の2の項に係る物品）に係る特別緊急関税の発動について

2018年6月29日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、飲用乳（別表第1の6の2の項に係る物品）に対して平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

※暫定法第7条の3発動後のNACCS用品目コードについては平成30年7月1日から使用可能となります。

【飲用乳（別表第1の6の2の項に係る物品）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
040120190+	0401201905	その他のもの
	0401200015	暫定法第7条の3発動後のもの

平成 30 年

# 第 52 回通関士試験受験案内

財務省

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

## 通関士試験要領

### 1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

### 2 試験の日時と試験科目

試験の日 平成 30 年 10 月 14 日(日)

試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(同法第6章に係る部分に限る。)	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:30

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第112号)

コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和46年法律第65号)

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和48年法律第70号)

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号)

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、平成30年7月1日(日)現在で施行されているものとします。《1》及び《2》の科目においては、前記の法令、告示及び通達以外の条約等(TIR条約、経済連携協定等)は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の2の規定において定義する認定通関業者に係るものを含みます。

### 3 試験の方法等

各試験科目とも筆記(マークシート方式)により行います。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》通関業法	35点(10問)	10点(10問)	/	/
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(同法第6章に係る部分に限る。)	45点(15問)	15点(15問)		
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領(注2)	/			20点(2問)
その他通関手続の実務	10点(5問)	5点(5問)	10点(5問)	/

注1. 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式です。

2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第51回）と同様の形式で各1問出題します。

試験合格のためには、前記3に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

#### 4 試験実施地と受験願書の提出先

試験実施地	受験願書の提出先	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道	函館税関 通関業監督官	〒040 函館市海岸町24番4号 -8561 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259 (0138-45-8872)
新潟県	東京税関 通関業監督官	〒135 東京都江東区青海2丁目7番11号 -8615 東京港湾合同庁舎	03-3599-6316 (03-3599-6464)
宮城県	横浜税関 通関業監督官	〒231 横浜市中区海岸通1丁目1番地 -8401	045-212-6051 (045-651-6106)
静岡県	名古屋税関 通関業監督官	〒455 名古屋市港区入船2丁目3番12号 -8535 名古屋港湾合同庁舎	052-654-4005 (052-653-4805)
愛知県	大阪税関 通関業監督官	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 -0021 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251 (06-6576-6071)
大阪府	神戸税関 通関業監督官	〒650 神戸市中央区新港町12番1号 -0041	078-333-3026 (078-333-3166)
兵庫県	門司税関 通関業監督官	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 -8511 門司港湾合同庁舎	050-3530-8371 (093-332-8410)
福岡県	長崎税関 通関業監督官	〒850 長崎市出島町1番36号 -0862	095-828-8628 (095-827-0580)
熊本県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒900 那覇市港町2丁目11の1 -0001 那覇港湾合同庁舎	098-862-8658 (098-863-0390)
沖縄県			

注. 試験会場については、受験票に記載して通知します。

#### 5 受験願書受付期間等

受験願書を書面により提出する場合

受付期間は、平成30年7月23日(月)から同年8月6日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとします。

郵送の場合には、平成30年8月6日(月)までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく同月3日頃までに発送するようにしてください。

受験願書をNACCSを使用して提出する場合

受付期間・時間は、平成30年7月23日(月)午前10時から同年8月6日(月)午後5時までとします。(土曜日及び日曜日を含む。)

なお、受験願書をNACCSを使用して提出する場合には、必ず前記の受付期間・時間内に受験手数料を電子納付してください。受験手数料の納付及び受験票の提出があるまでは受理が保留されますので注意してください。

その他、NACCSの利用申込み手続及び使用方法等の詳細については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)のホームページ(<http://www.naccs.jp/>)を参照してください。

#### 6 合格発表

平成30年12月7日(金)(予定)に合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載し、受験した税関の各官署に合格者の受験番号を掲示します。また、合格者には通関士試験合格証書を郵送します。

なお、税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)にも合格者の受験番号を掲載します。

# 受験手続

## 1 受験願書を書面により提出する場合

### 出願書類

受験願書…… 所要事項を記載し、受験手数料として 3,000 円分の収入印紙（現金、郵便切手、収入証紙等は不可）を過不足なく所定の箇所に貼ってください。

受験願書及び下記 の受験票に記載する氏名は、合格証書に使用するため、戸籍等公的書類で確認できるものと同一文字を楷書で丁寧に記載してください。

受験票…… 所要事項を記載し、写真（無背景、無帽、正面を向いた上半身のもので、受験願書提出前 1 年以内に撮影したもの。大きさ縦 3.5cm、横 3cm。カラー、白黒を問わない。）を所定の箇所に貼ってください。

ただし、不鮮明な写真、後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真は受け付けられません。

郵送による出願の場合には、必ず 62 円分の切手を貼ってください。

受験票に記載する年齢は、受験願書受付締切日（平成 30 年 8 月 6 日）現在の年齢を記載してください。

通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている方に限ります。今回の試験で初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、後記 の手続を必要とします。

### 申込みの方法等

#### 出願書類請求方法

出願用紙及び受験票の各用紙は、前記 1 の 4 の受験願書の提出先に請求してください。これらの用紙を郵便で請求する場合には、必ず所要の切手（1 部請求の場合は 120 円、2 部請求の場合は 140 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封し、受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

#### 申込みの方法

前記 の出願書類を前記 の 4 の受験願書の提出先に提出してください。

出願書類を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、平成 30 年 8 月 6 日（月）までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

また、試験科目の一部免除申請を同時に行う場合には、後日、受験票と通関士試験科目の一部免除通知書又は申請却下通知書を同時に送付しますので、必ず所要の切手（書留であれば 570 円、簡易書留であれば 450 円、特定記録であれば 300 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封してください。この場合には、受験票に 62 円分の切手を貼る必要はありません。（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても、返信用封筒は添付してください。）

一部免除通知書等については、書留、簡易書留、又は特定記録にて送付しますので、所要の切手が不足している場合、送付前に不足分についてご連絡するため送付まで時間がかかることがあります。貼り忘れにご注意ください。

身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

### 試験科目の一部免除

初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、次により手続を行ってください。

#### 免除を受けられる場合と免除される科目

イ 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務（税関の事務及びその監督に係る事務をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 15 年以上になるとき……… 前記 1 の 2 の 《2》及び《3》の科目が免除されます。

ロ 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務（税関における貨物の通関事務（その監督に係る事務を含む。）をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 5 年以上になるとき……… 前記 1 の 2 の 《3》の科目が免除されます。

なお、通関業者の通関業務及び官庁の関税に関する事務等の中には、特別の判断を必要としない機械的事務（例えば、自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力事務

及びタイプ事務、使送事務、貨物の内容点検業務等)は含まれないことになっています。

#### 期間計算

通関業者の通関業務又は官庁の事務に従事した期間の計算方法は、次によるものとします。

- イ 通関業者の通関業務又は官庁の事務に最初に従事することとなった日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなった日の前日又は受験願書受付締切日を終期として計算します。この場合に、始期となる日又は終期となる日の属する月はそれぞれ1月として計算し、始期と終期との間に当該業務又は事務に従事しないこととなった場合には、それぞれの従事する期間について同様の方法によって計算したうえで合算します。
- ロ 同一の月においてその従事しないこととなった通関業者の通関業務又は官庁の事務に再び従事することとなったときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したものと計算します。
- ハ 官庁における関税その他通関に関する事務に従事していた方が、同一月内に通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事することとなった場合又はその反対の場合においては、その月については、通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事していたものとして計算します。

#### 申請手続

##### イ 申請書類

試験科目の一部免除を受けようとする方は、「通関士試験科目の一部免除申請書」(税関様式B-1210)1通に次のいずれかの者が証明した「証明書」(税関様式B-1215)を添えて、受験願書と一括して税関へ提出してください。(様式は出願書類を請求する際に併せて請求するか、税関ホームページから入手してください。)

なお、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒(角形2号封筒:A4サイズが入る大きさのもの)を添付してください。(直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても返信用封筒は添付してください。)

- a 通関業者の通関業務に従事していた方又は従事している方の場合は、当該通関業者(これらの者が2以上である場合には、それぞれの者)又は通関業者であった者。  
この場合において通関業者が死亡し、又は解散した等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体の代表者。
- b 官庁における事務に従事していた方で退職している方の場合は、当該事務に係る最終所属官庁の長。
- c 通関業者の通関業務に従事した期間と官庁の事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることができることとなる方の場合は、前記a及びbのそれぞれの者。
- d 現に官庁に勤務している方の場合は、当該官庁の長。

##### ロ 申請書提出期間

前記1の5の 受験願書受付期間と同一期間とします。

なお、免除の決定のため審査を要しますので、なるべく早めに提出してください。

#### 免除の決定等

審査の結果、免除することに決定したときは、受験票とともに「通関士試験科目の一部免除通知書」を交付します。また、免除しないことに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」を交付します。

なお、「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付が行われた場合でも、虚偽の証明に基づく申請であることが明らかとなった場合には、受験禁止又は合格決定の取消しの処分がされるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止することがあります。

## 2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

NACCSを使用して受験願書の提出及び試験科目の一部免除申請を行うことができます。NACCSを使用するためには、あらかじめNACCSセンターにNACCSの利用申込み手続を行う必要があります。

なお、NACCSの利用申込み手続を行ってから利用可能になるまでに必要な期間については、NACCSセンターにお問い合わせください。

## 出願書類

受験願書…… N A C C S を使用して提出します。

受験票…… 前記 1 の の と同じです。N A C C S による提出はできません。

通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 前記 1 の の と同じです。なお、前回（第 51 回）までに「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている場合には、当該通知書をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、N A C C S を使用して提出することができます。

## 申込みの方法等

### 出願書類請求方法

受験票の請求方法は、前記 1 の の と同じです。受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

### 申込みの方法

N A C C S を使用して受験願書を提出した後、内容に不備がなければ、N A C C S から受験手数料の納付に必要な納付情報が配信されますので、その納付情報に基づいて受験手数料の 2,900 円を、平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 5 時までに必ず電子納付してください。また、前記 の出願書類のうち の受験票及び の通関士試験科目の一部免除通知書の写しを前記 1 の 4 の受験願書の提出先に平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 5 時までに必ず提出してください。受理された場合には、出願者へ受験票が交付されます。

出願書類を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、平成 30 年 8 月 6 日（月）までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

## 試験科目の一部免除

### 申請手続

N A C C S を使用して試験科目の一部免除申請を行うことができます。この場合においても、N A C C S を使用して「証明書」を提出することができないため、別途前記 1 の の の「証明書」を提出する必要があります。

なお、「証明書」の提出時に必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を添付してください。

### 免除の決定等

前記 1 の の と同じです。

## その他

### 1 受験の際の注意事項

試験場では係員の指示に従って行動してください。

受験者は、試験開始 30 分前（午前 9 時）までに必ず試験場に集合してください。試験開始時に遅刻した場合は、原則として入場を認めません。

試験場には、必ず受験票を持参してください。持参しない方は入場できません。

受験票の他には、筆記用具及び必要に応じ携帯用電子計算機をお持ちください。

（注）携帯用電子計算機は、次の各条件に該当するもののみ使用を認めます。

イ 計算機能のみを有するもの（例えば、紙に記録する機能、音を発する機能、電子手帳機能を有するもの、関数電卓等は不可。）

ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの（数値を表示する部分が周囲に見えない程度の傾斜であるものは可。）

ハ 電源内蔵式のもの

各試験科目の開始時刻の 15 分前までに着席してください。

試験中は、次のもの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いてください。

- ・受験票
- ・筆記用具
- ・携帯用電子計算機（「通関書類の作成要領その他通関手続の実務」の試験時間のみに限る。）
- ・時計（通信機能・計算機能がないもの）

机の上に置ける筆記用具は、HB 又は B の黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）色鉛筆、蛍光ペン、色付きペン、プラスチック製消しゴム、定規です。筆箱等の収納用具は机の上に置けません。また、筆箱のほか、耳栓等上記以外のものはすべてかばん等の中に入れてください。

試験場には時計が設置されていない場合がありますので、時計の持参をお勧めします。（音を発する機能を有するものは音の出ない設定にしてください。）

答案用紙に記入する氏名、受験番号及び受験地は厳に書き誤りのないように注意してください。

答案用紙はマークシート方式です。答案用紙への記入はHB 又は B の黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用してください。**それ以外の筆記用具を使用した場合は採点されないことがあります。**また、修正はプラスチック製消しゴムを用いてください。

試験場には駐車場の用意はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

試験室内での携帯電話等の通信機器類及び計算機能・通信機能等が付いている腕時計・眼鏡などの電子機器類の使用を禁止します。（の携帯用電子計算機を除く。）

試験開始後 30 分間及び試験終了前 10 分間は、試験室からの退室を認めません。

不正の手段により通関士試験を受け、又は受けようとした場合には、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消されるほか、以後 2 年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

## 2 試験に関する照会

通関士試験について不明な点があるときは、前記 の 4 の税関の通関業監督官にお問い合わせください（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵便による照会は、所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。

**願書受付期間中に書類を提出後、平成 30 年 8 月 20 日（月）までに受験票が届かない場合は、提出先の税関へ必ず連絡してください。**

**災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、税関ホームページに掲載しますので、税関ホームページで確認をしてください。**

試験の結果は、官報、受験した税関の各官署の掲示板、税関ホームページで確認してください。試験の結果に関する照会には応じられません。

## 3 財務大臣の確認

通関士試験の合格者が通関士として通関業務に従事しようとする場合には、通関業法第 31 条の規定により、勤務先の通関業者の申請に基づく財務大臣の「確認」が必要です。



## 通関士試験に関するQ & A

Q 1 通関士の仕事について教えてください。

A 1 貨物を輸出又は輸入しようとする者は、その貨物の品名、数量、価格等必要な事項を税関長に申告し、許可を受けなければなりません。この通関手続に関して、輸出入者の代理又は代行をするのが通関業者です。この通関手続には、適正な申告を行うための高度な専門能力が要求されますので、通関業者は原則として営業所ごとに通関士を置くことが義務付けられています。このように、通関士は、通関業者が行う通関業務に従事し、通関業者が税関官署に提出する輸出入申告書等の通関書類の内容を審査する重要な仕事を行います。

Q 2 通関士試験に合格すれば、すぐに通関士となることができますか。

A 2 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士として通関業務に従事させようとする場合には、その者の氏名、通関士試験合格年等を財務大臣に届け出て、その者が通関士の欠格事由に該当しないことの確認を受ける必要があります。通関士試験の合格は、あくまでも通関士になるための資格を取得したということであり、通関士として通関業務に従事する場合には上記の確認を受ける必要があります。なお、通関士試験に合格した者は、受験地にかかわらず、どの税関の管轄区域においても通関士となることができます。

Q 3 現在、東京都内に住んでいますが、受験は東京都でなければなりませんか。

A 3 全国同時に行われる試験ですから、どこの受験地でも受けられます。ただし、受験願書は、受験地を管轄する税関に提出してください。

Q 4 受験願書を郵送以外の方法で送ることはできますか。

A 4 郵送以外の方法で受験願書を送付することはできますが、その場合であっても、受験願書受付期間（平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 5 時）までに税関に到着するように発送してください。

Q 5 インターネットを使用して受験願書を提出することはできますか。

A 5 インターネットを使用した受験願書の提出については、輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）を使用して行うことができます。ただし、受験票は別途書面により提出する必要があります。また、受験願書の受付期間・時間内に、必ず受験手数料を電子納付する必要があります。上記の受付期間・時間内に受験手数料の納付が行われない場合は、N A C C S を使用した受験願書の提出自体が無効となりますので注意してください。

NACCSの利用に際しては、あらかじめ輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）にNACCSの利用申込みを行う必要があります。NACCSの利用申込み手続や使用方法等の詳細については、NACCSセンターのホームページ(<http://www.naccs.jp/>)を参照してください。

なお、NACCSを利用して受験願書を提出した場合は、受験願書提出後にNACCSから配信される納付情報に基づいて受験手数料2,900円を電子納付してください。

Q 6 通関士試験の合格基準を教えてください。

A 6 通関士試験の合格基準は事前には公表しておりません。合格発表の際に公表することとしています。

Q 7 通関士試験の合否はどのようにして知ることができますか。

A 7 合格者には、合格発表当日に合格証書が郵送で届きます。

合格発表当日に官報に合格者の氏名及び受験番号を公告します。官報は全国の官報販売所で販売しております。また、国立印刷局のホームページに直近30日間分のインターネット版官報が掲載されています。

合格発表当日に受験した税関の各官署に合格者の受験番号を掲示します。

税関ホームページに全国の合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否についてのお問い合わせには応じられません。

Q 8 通関士試験の合格率を教えてください。


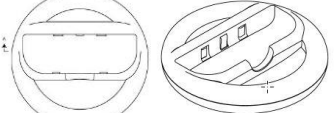
A 8


	第47回(H25)	第48回(H26)	第49回(H27)	第50回(H28)	第51回(H29)
受験者数	8,734人	7,692人	7,578人	6,997人	6,535人
合格者数	1,021人	1,013人	764人	688人	1,392人
合格率	11.7%	13.2%	10.1%	9.8%	21.3%

## 税関への輸入差止申立て(新規・追加)一覧 (H30年4月～6月受理分)

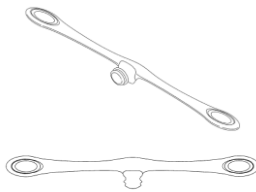




【4月】

【横浜税関業務部】



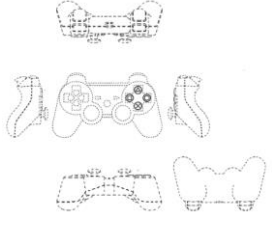
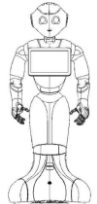
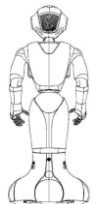
権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	電気式ヘアアイロン	「SALONIA」の商標	SALONIA	株式会社 l-ne
意匠	自動車用フロアマット	「自動車用フロアマット」に係る意匠	【平面図】 【底面図】 	株式会社ホンダアクセス
意匠	自動車用フロアマット	「自動車用フロアマット」に係る意匠	【平面図】 【底面図】 	株式会社ホンダアクセス
意匠	電子計算機操作器用グリップ付き連結具	「電子計算機操作器用グリップ付き連結具」に係る意匠	【正面図】 【斜視図】 	任天堂株式会社
著作	DVDおよびその他記録媒体	映画著作物「母になる」、「ボク、運命の人です。」、「フランケンシュタインの恋」、「過保護のカホコ」、「ウチの夫は仕事ができない」、「愛してたって、秘密はある。」		日本テレビ放送網株式会社
商標	時計	「TAG HEUER」の商標		エルヴィエムエイチ スイス マニュファクチュアズ エス アー
商標	ヘッドホン	「audio-technica」等に係る商標	 audio-technica 	株式会社オーディオテクニカ
意匠	電子計算機操作器用ホルダー (Nintendo Switch用ハンドル (Joy-Conハンドル))	電子計算機操作器用ホルダーに係る意匠	【正面図】 【斜視図】 	任天堂株式会社

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	かばん・財布類、布製ラベル、スマートフォン用のケース (権利・品名追加)	「PORTER」等に係る商標		株式会社吉田
商標	頭髪用のブラシ及びくし	「TANGLE TEEZER」に係る商標	<b>TANGLE TEEZER</b>	シヨーン プルフリー

【5月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
意匠	顔面筋鍛錬具	顔面鍛錬具に係る意匠		株式会社 MTG
商標	自動車用シート、織物 (権利・品名・侵害理由追加)	「BRIDE」に係る商標	<b>BRIDE</b>	ブリッド株式会社
商標	かばん・財布類、スマートフォン用ケース、身飾品、時計 (権利・侵害理由追加)	「MARK JACOBS」に係る商標		マーク ジェイコブズ トレード マークス エル エル シー
商標	自動車用エアコンディショナー用フィルター	「DENSO」に係る商標		株式会社デンソー
意匠	申立人により本件登録意匠に係る意匠法第37条第3項に基づく警告を受けた者が輸入する、その警告を受けた物品	秘密意匠に係る意匠権		株式会社ホンダアクセス
商標	ダウンジャケット	「DANTON」に係る商標		トランスホールディング
商標	人形	「OBITSUBODY」に係る商標		株式会社オビツ製作所
商標	腕時計	「AUDEMARS PIGUET」に係る商標	<b>AUDEMARS PIGUET</b>	オーデマ・ピゲ・ホールディング・ソシエテ・アノニム

【6月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	スマートフォン、タブレット型コンピュータ、ノートブック型コンピュータ、スマートフォンの部分品(背面板)、半導体チップ、スマートフォンケース、タブレット型コンピュータ用カバー、ノートブック型コンピュータ用カバー、音楽再生プレーヤ用カバー、電源アダプタ、USBケーブル、接続アダプタ、カードリーダー、バッテリー、イヤホン、マウス、キーボード、時計、紙製包装用箱、スマートフォン用保護シート・シール類、スマートフォンのモックアップ (権利・侵害理由追加)	「DESIGNED BY APPLE IN CALIFORNIA」等に係る商標	DESIGNED BY APPLE IN CALIFORNIA	アップル インコーポレイテッド
商標	自動車用ホイール、自動車用ホイール部品	「RAYS」に係る商標		株式会社レイズ
商標	デジタルオーディオプレーヤー、イヤホン、ヘッドホン、ビデオカメラ、ビデオカメラの収納バッグ、デジタルカメラ、デジタルカメラの収納バッグ、ビデオカメラ用バッテリー、デジタルカメラ用バッテリー、充電式電池、充電器、テレビ、パーソナルコンピュータ、ACアダプター、デジタル一眼レフカメラ用ジンバル及びリモコン、オーディオスピーカー (権利・品名・侵害理由追加)	「SONY」等に係る商標		ソニー株式会社
商標	家庭用ゲーム機用コントローラー	ゲームプログラム操作用コントローラーの右上部に付されたボタン部分の立体形状に係る位置商標		株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント
意匠	ロボット	ロボットに係る意匠	【正面図】  【背面図】 	ソフトバンクロボティクス㈱



税関への差止申立て情報は税関HPに掲載しています  
税関HP掲載アドレス: [www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/](http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/)

**FAKE ZERO PROJECT**

China Customs Japan Customs Korea Customs

輸入通関をスムーズに行うため、関税分類、関税評価、原産地、減免税の



# 「文書による事前教示制度」

## をご利用ください!

○新たに貨物を輸入したいとき、こんな疑問はありませんか？

- 貨物が関税率表のどこに分類されるか分からないので、税率が分からない。(関税分類)
- 新しい取引形態なので、課税価格をどう計算してよいか分からない。(関税評価)
- 複数の国の原材料を使用して製造したけれど、原産地がどこか分からなくて有利な税率が適用できるのか不安。(原産地)
- この貨物は減免税が適用できるのか分からない。(減免税)

→ そんなときには、「**文書による事前教示制度**」の利用をお勧めします。

○ 文書による事前教示制度とは？

輸入を予定している貨物に係る**関税分類**、**関税評価**上の取扱い、**原産地**、**減免税**の適用について、文書で照会することにより、文書で回答を受けることができる制度です。

税関は、照会書の受理後、**関税分類**、**原産地**及び**減免税**については30日以内の極力早期に、**関税評価**については90日以内の極力早期に回答するように努めます。

## ○どんなメリットがあるのか？

- 文書回答は通関審査で尊重され、スムーズに通関できます。(口頭による回答は単なる参考にすぎません。)
- 日本全国どこの税関でも有効です。
- 文書回答は3年間有効です。
- 輸入に先立って、原価計算ができます。



### ○事前教示照会の手続き

「事前教示に関する照会書」に必要事項を記載し、税関での検討に必要な各種の資料を添付して、税関の担当部門に提出して下さい。

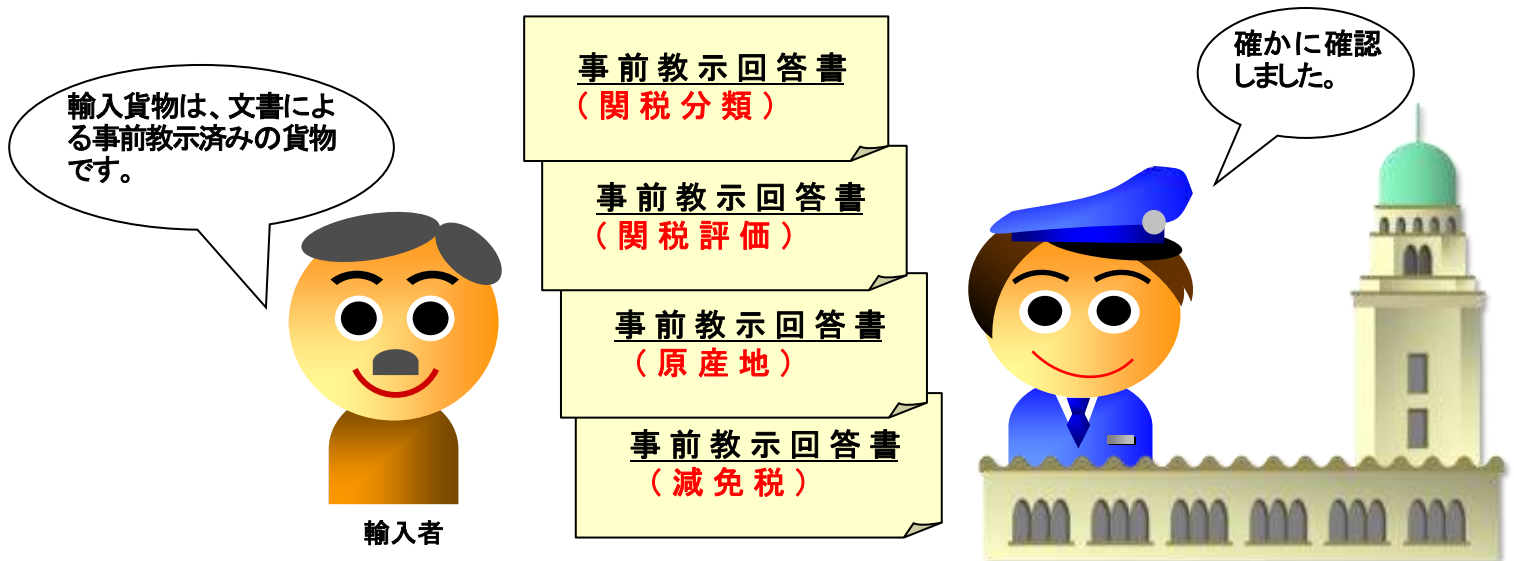
添付資料には、概ね以下のものがあります。

- 関税分類：貨物の成分表、製造工程表、見本、写真、図面等
- 関税評価：取引の事実関係が確認できる売買契約書等の関係書類
- 原産地：加工・製造工程に関する書類等
- 減免税：貨物の見本、写真、図面等

### ○様式の入手

- 事前教示照会書（関税分類照会：C-1000、関税評価照会：C-1000-6、原産地照会：C-1000-2、減免税照会：C-1000-22）は、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）からダウンロードすることができます。
- 税関ホームページのトップページ上段の「輸出入の手続き」→ページ右側の税関手続き「各種様式及び記載要領」→「関税法関係(C)」で様式の一覧表が表示されます。

### 【輸入通関のとき】



### 【横浜税関における問い合わせ先】

- 関税分類：業務部首席関税鑑査官 TEL045-212-6156、6157
- 関税評価：業務部首席関税評価官 TEL045-212-6139
- 原産地：業務部原産地調査官 TEL045-212-6174
- 減免税：業務部通関総括第3部門 TEL045-212-6153